

未入居の申立書に添付する書類について

・現住家屋の処分方法が分かる書類

処分方法	添付書類		現在の住民票の写し
現住家屋を売却する場合	売却することを証する書類	・現住家屋の売買契約(予約)書 ・媒介契約書 等	
現住家屋を賃貸する場合	賃貸することを証する書類	・現住家屋の賃貸借契約(予約)書 ・媒介契約書 等	
現住家屋が借家・借間・社宅 寄宿舎・寮等の場合	現住家屋が当該申請者の所有する 家屋でないことを証する書類	・申請者と家主の賃貸借契約書 ・使用許可証又は家主の証明書 ・公営住宅、官舎等が記載されている住民票の写し(注) ・上記の書類がない場合に限り、登記事項証明書(注) 等	
その他、現住家屋に親族が 住む場合等	現住家屋が今後、当該証明申請者の 居住の用に供されるものではないことを 証する書類	・親族の申立書・・・様式例2 ・親族確認のとれる親族の住民票と家屋の登記事項証明書 等	
現在家屋を滅失する場合	滅失することを証する書類	・解体業者との解体工事請負契約書 等	
現住家屋の処分方法が未定 の場合	入居が登記の後になることを疎明する 書類	下記表のとおり	

・入居が登記の後になることを疎明する書類について

区分	理由	添付書類
登記を入居後に遅らせること ができない場合	資金を借りるため抵当権設定を急ぐため	・当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書 ・当該家屋の代金の支払い期日の記載のある売買契約等の写し ・抵当権設定契約書 ・抵当権設定登記原因証明情報
やむ得ない事情により登記ま でに入居できない場合	・前住人が未転出である ・証明申請者本人または家族が病気であ る場合	・前住人と証明申請者又は宅建業者との間の引渡し期限の記載のある売買契約書の写し ・治療期間が記載された医師の診断書の写し等、やむ得ない事情を明らかにする書類

※申立書には入居が登記の後になる具体的な理由を記載すること

「住宅用家屋の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の適切な実施について」
(昭和63年11月18日付建設省住民発第58条住宅局長通知)

注・・・税制課取扱い